

盛岡広域振興局長告示第20号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年5月18日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
031010069811	エスコートヘルパー ステーション	盛岡市みたけ三丁目38番58号 ベルメゾンA203号	盛岡市大新町20番51号山川荘 1号	平成22年4月1日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
031010069812	エスコートヘルパー ステーション	盛岡市みたけ三丁目38番58号 ベルメゾンA203号	盛岡市大新町20番51号山川荘 1号	平成22年4月1日